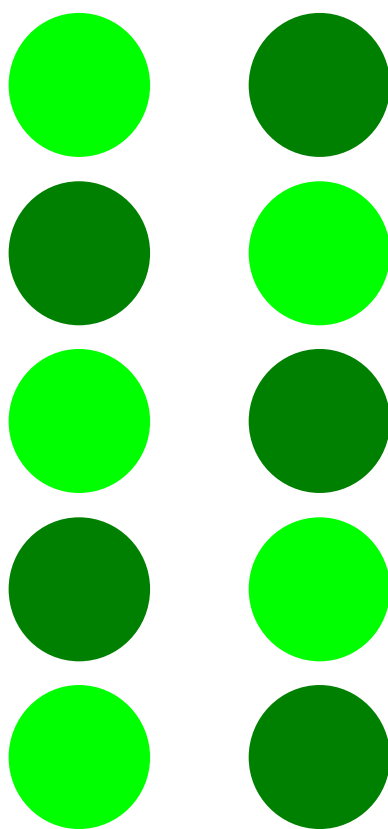

学校関係者評価の手引き(初版)

~ 三重県型「学校経営品質」を活かした学校関係者評価ガイド ~



平成24年4月

三重県教育委員会

目次

はじめに 学校評価の必要性と目的	．．．．	1
第1章 学校関係者評価とは	．．．．	2
第2章 仕組みとしての学校関係者評価の位置づけ	．．．．	3
第3章 学校関係者評価の進め方	．．．．	4
ステップ1 学校関係者評価委員会の組織化	．．．．	5
(参考) 配付資料メッセージ ～学校関係者評価委員になられた皆様へ～		
ステップ2 学校関係者評価委員会の運営	．．．．	9
ステップ3 学校関係者評価委員会の活動	．．．．	11
(参考) 学校評価報告書(様式1)		
ステップ4 学校関係者評価の結果の活用	．．．．	14
第4章 学校評価システム構築事業実施校の声	．．．．	16
関連資料		
関連法規等		
教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則	．．	19
学校評価ガイドライン(抜粋)		
三重県立学校の管理運営に関する規則		
三重県立学校の学校関係者評価取扱要綱	．．．．	22
《参考》三重県立学校学校評議員取扱要綱(改正)	．．．．	24
参考資料	．．．．．	27

はじめに 学校評価の必要性と目的

学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、学校はその教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図るとともに、外部への適切な説明責任を果たしていくことが必要とされています。つまり、学校には、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うこと、その結果に基づき学校運営の改善を図ること、及び評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められます。

このことから、学校評価は、学校運営の改善と発展を目指すための取組と位置づけ、児童生徒がより良い教育活動等を楽しめるよう、以下の3つを目的として実施するものです。

1. 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
2. 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
3. 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

その実施手法として以下の3つの形態に整理されます。

【自己評価】 各学校の教職員が行う評価

【学校関係者評価】 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

【第三者評価】 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

本ガイドでは、主に【学校関係者評価】について、その考え方や具体的な進め方を記載しています。



第1章 学校関係者評価とは

学校関係者評価とは、学校が行った自己評価の結果等について、保護者を中心とした学校に関係の深い方々(学校関係者)に評価いただくことを基本とするもので、学校が学校だけでは気づき得ないことに気づき、結果として自己評価そのものの質を高め、次への改善につなげる活動です。

学校関係者と教職員等との“対話”と“気づき”を通して、次の3点を目的とし、学校関係者評価を行います。

目的 学校経営の改革方針や自己評価等の質を高め、次への改善につなげる。

目的 学校運営や教育活動への学校関係者の協力や参画を得て、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める。

目的 設置者は学校関係者評価の結果をもとに適切な支援を行う。

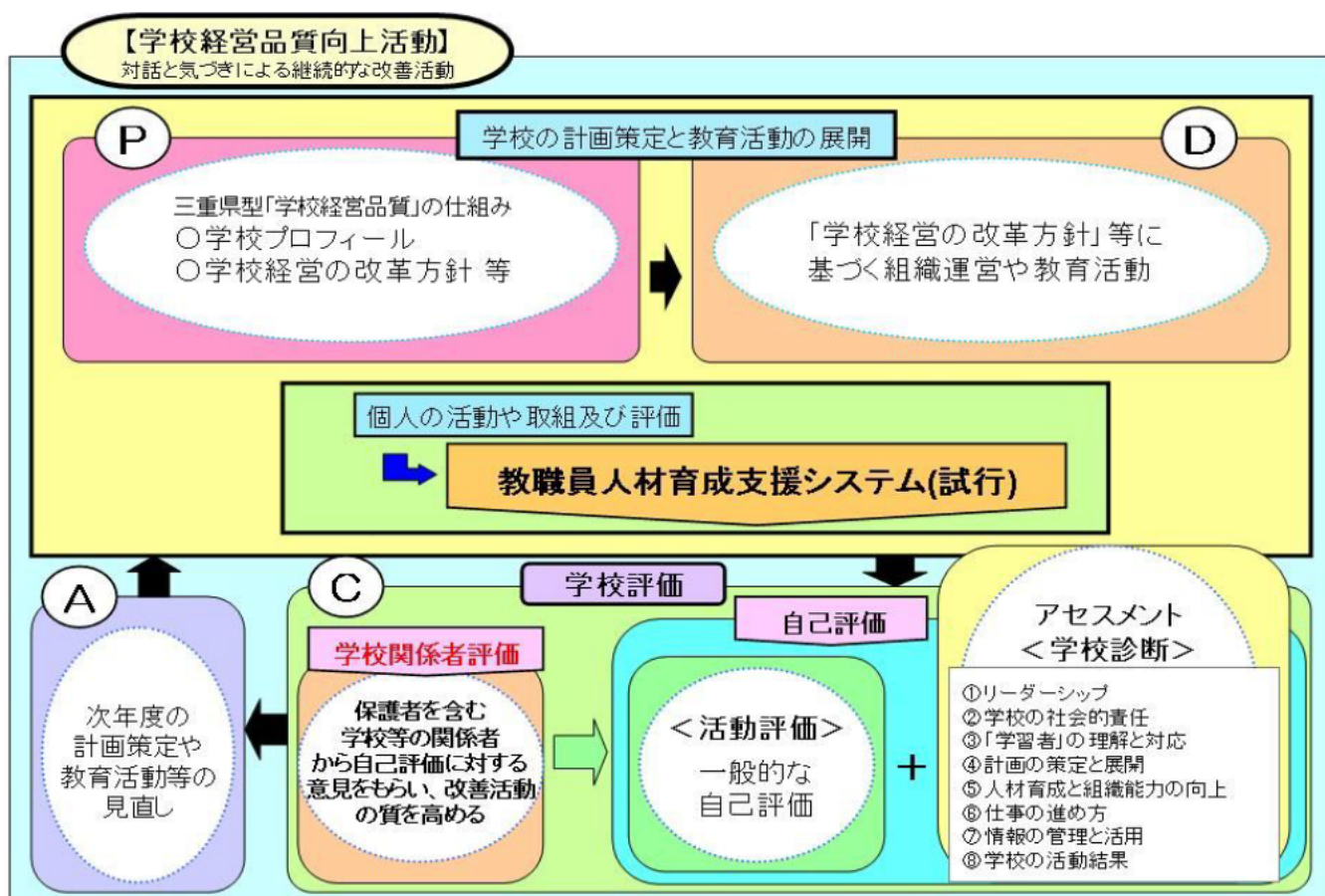
学校関係者評価を充実させるためには、まずは学校が目指す学校像のもと重点取組を明確にして、計画・実践し、その適切さを振り返る自己評価を充実させることが重要です。

学校関係者には、具体的には次の4つの視点で評価していただきます。

学校経営の改革方針の内容が適切かどうか。
普段の学校の取組が「目指す学校像」を実現するためのものになっているかどうか。
学校の自己評価が適切に行われているかどうか。
自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか。

第2章 仕組みとしての学校関係者評価の位置づけ

本県には、「教育活動そのものに対する自己評価」（一般的な自己評価）に加え、学校を組織として診断する「アセスメント」によって、より有効な自己評価を導き出す三重県型「学校経営品質」があります。この自己評価の質をさらに高めるための仕組みとして学校関係者評価を位置づけながら、全体として学校経営品質向上活動の質の向上につなげます。



【学校経営品質向上活動における学校評価（自己評価＋学校関係者評価）の位置付け】

トピックス1 「教職員人材育成支援システム」について

現在試行中の「教職員人材育成支援システム」は教職員一人ひとりが自分の活動のPDCAを確認するためのツールであるとも言えます。この「教職員人材育成支援システム」が、学校において教職員のために有効に活用されているかどうかは、アセスメントシートのカテゴリー5の(1)(2)※で診ることができます。

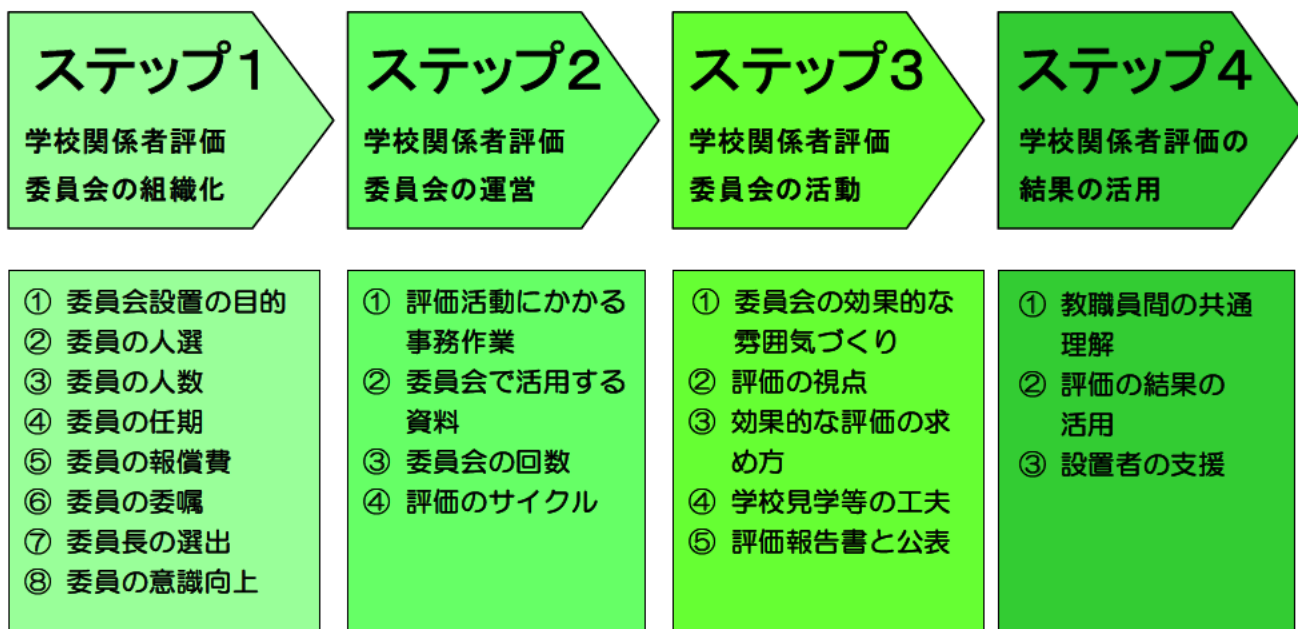


※カテゴリー5 《人材育成と組織能力の向上》

- (1) 「目指す学校像」と「ありたい姿」の実現のため、各々の教職員が、自身にどのような資質・能力が求められているかについて、理解・納得していること。
- (2) 教職員一人ひとりの自己実現や能力開発に関するニーズと現状を把握したうえで、専門的指導能力等の育成や取組意欲の向上について支援していること。

第3章 学校関係者評価の進め方

～進め方マニュアル 4つのステップ～



ステップ1

学校関係者評価委員会の組織化

- ① 委員会設置の目的
- ② 委員の人選
- ③ 委員の人数
- ④ 委員の任期
- ⑤ 委員の報償費
- ⑥ 委員の委嘱
- ⑦ 委員長の選出
- ⑧ 委員の意識向上

トピックス2 「学校評議員」について

県立学校における学校関係者評価の義務化に伴い、これまで必置であった学校評議員を任意設置としました。本来、学校評議員は「校長に対し学校経営について専門的な見地から大所高所のアドバイスを行うこと」が役割であり、いわば“校長の相談役”として、校長が学校の舵取りを行う上での重要なパートナーです。この機会に、学校評議員の必要性について改めて検討いただき、学校関係者評価委員とともに、学校の状況に応じて引き続き効果的に活用しながら、学校改革を進めていただきたいと思います。



① 委員会設置の目的

学校関係者評価委員の合議により、自己評価の結果等を評価していただきます。

委員の個々による評価ではありません。学校関係者評価委員会を開催し、合議により自己評価の結果等を評価していただきます。

② 委員の人選

保護者には必ず加わっていただきます。

その他、PTA役員・地元自治会・地元有識者・青少年育成関係団体・地元NPO関係者・警察関係者・学校評議員・地元企業・市町教育長等の教育行政職員・大学等研究者・卒業生（同窓会）・接続する中学校等の教職員・既存の人権教育推進協議会委員などが考えられます。必ずしも教育の専門家である必要はなく、多様な視点が学校に多くの気づきを与えてくれます。

③ 委員の人数

5～7人を目安とします。

多すぎると全員出席することが難しいことや意見が出にくいことが考えられ、少なすぎると意見に偏りが生じる可能性があります。

④ 委員の任期

4月1日からの1年間で、再任を妨げないこととします。

委員の交代は委員会の継続性を考慮し、全員が一度に交代するなどのことがないよう配慮し、交代する場合は次の委員への十分な引き継ぎをお願いします。

なお、同一校で同一人に対し継続して委員を委嘱する場合は、原則として3年を限度とします。

⑤ 委員の報償費

委員には、年額12,000円の報償費を支給します。

学校評議員が当該学校の学校関係者評価委員を兼ねる場合は、学校関係者評価委員としての報償費は支給しません。

⑥ 委員の委嘱

委嘱は、校長が推薦し、県教育委員会が行います。

原則、4月に行います。



⑦ 委員長の選出

委員の中から委員長の選出を行います。

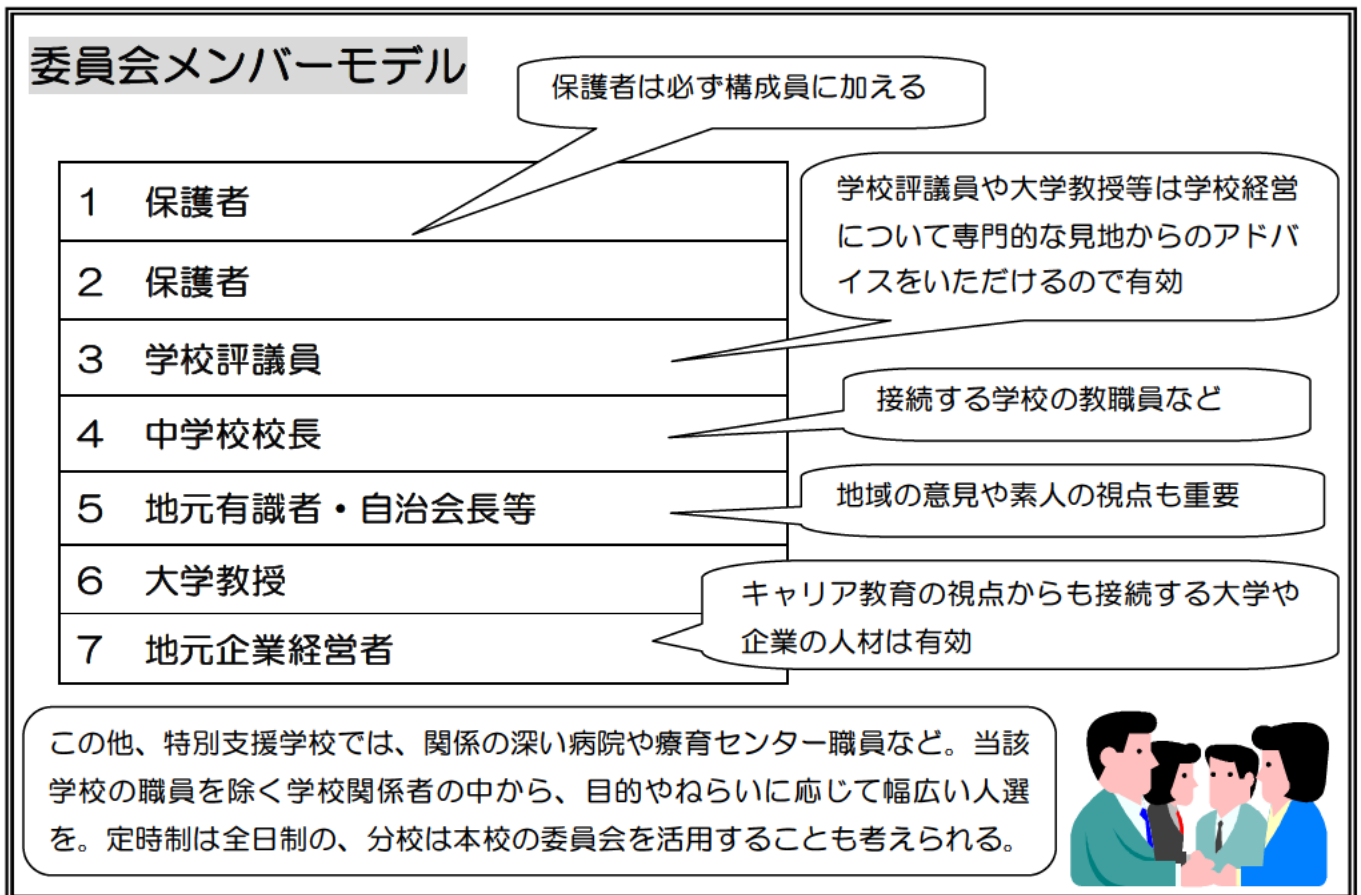
委員会での対話を円滑に進めるため、適任と思われる方に委員長をお願いします。実際の委員会では一部の委員に発言が偏らないよう注意が必要です。

⑧ 委員の意識向上

研修会や交流会に参加してもらうことで意識の向上を図ります。

県教委が委員を対象とした研修会や実践事例交流会などを開催しますので、積極的に参加していただくよう、委員の方々への声かけをお願いします。

※【 学校関係者評価委員会メンバーの構成例 】



トピックス3 学校関係者評価委員の人選にあたって

就任依頼の際には、電話等だけの依頼ではなく、例えば直接訪問するなどの配慮も必要です。最初は、学校を「評価」することへの抵抗感なども想定されますので、学校と『対話』していただくという姿勢でお願いすることが大切です。また、教育には素人という理由で委員への就任を固辞する例も見られますが、学校関係者評価においては“素人の視点や感性”も重要で、多くの気づきを与えてくれることを伝えてください。



～ 学校関係者評価委員になられた皆様へ ～

- 学校に点数をつけて「評価」するのではなく、学校との対話を通して、学校の“厳しくも温かい応援団”になるという気持ちで参加をお願いします。
- 様々な機会を捉えて、学校の様子の見学や生徒や教職員との意見交換をお願いします。
- 学校の説明や資料の分かりにくさ、使う言葉のあいまいさなどをご指摘いただいたり、逆に学校の良いところを教えていただいたりすることで、学校は様々な気づきを得ることができます。
- 学校は、委員の皆様の「気づき」「疑問」「視点」「提言」「アイデア」等を期待しています。
- それらのことが学校の改善活動に役立ちます。
- 評価活動の中で知り得た「個人情報」の取り扱いには、くれぐれもご留意ください。
- 学校関係者評価の結果として生徒や学校が良くなっていくことで、委員としてのやりがいを感じていただくことが一番の願いです。

三重県立〇〇〇〇

ステップ2

学校関係者評価委員会の運営

- ① 評価活動にかかる事務作業
- ② 委員会で活用する資料
- ③ 委員会の回数
- ④ 評価のサイクル



トピックス4 学校関係者評価委員への関係資料提供のタイミング

委員会当日に膨大な資料を提供するのではなく、関係資料を事前送付しておくとか、あらかじめHPを見ておいていただくなどの工夫や配慮が必要です。事前に内容を把握していただくことで、質の高い、学校にとって有効な意見を引き出すことができます。学校関係者評価のための資料として、三重県型「学校経営品質」のツール（学校経営の改革方針やアセスメントシート等）を上手に活用してください。



① 評価活動にかかる事務作業

毎回の委員会の日程調整や、関係資料の作成、委員会の進行、議事録作成などの様々な業務が考えられます。

学校がこういった事務作業を担う場合については、学校経営品質推進委員会等に協力を依頼するなど、担当者の負担の軽減を図る工夫が必要です。



② 委員会で活用する資料

学校関係者評価委員会において活用したい資料を以下のとおり例示します。

【三重県型「学校経営品質」の仕組み等を活用】

○学校評価報告書（様式1） ○学校プロフィール ○学校経営の改革方針
○アセスメント結果 ○生徒、保護者、職員満足度アンケート など

その他、職員満足度調査・中間評価の結果・進路結果・クラブ活動の状況・シラバスや「学校だより」など、日常の学校生活の姿を反映するようなものも有効です。

③ 委員会の回数

1年間に3から4回を想定しています。

学校の実態に応じて必要な回数を設定します。年度初めに、学校評価の全体計画を策定しておくことをお勧めします。

（※実施例）

- ① 学校経営の改革方針等で、学校の目指す方向や中長期の重点目標、本年度の行動計画などをもとに対話（6月）
- ② 実際の教育活動についての確認。（授業や行事の見学、教職員との対話、児童生徒との対話等）（9月～10月）
- ③ 学校が行った「自己評価の結果」をもとに対話（2月）
- ④ 学校関係者評価の結果のまとめ（3月）

④ 評価のサイクル

学校の実態にあった「評価サイクル」を確立する必要があります。

学校の自己評価の結果等を学校関係者に評価していただくことから、これまでの評価サイクルを見直す必要が生じることもあります。学校関係者評価の結果を含む「学校評価報告書（様式1）」（P13を参照）の県教育委員会への提出は3月中下旬です。

ステップ3

学校関係者評価委員会の活動

- ① 委員会の効果的な雰囲気づくり
- ② 評価の視点
- ③ 効果的な評価の求め方
- ④ 学校見学等の工夫
- ⑤ 評価報告書と公表



トピックス5 教職員と委員との「対話」の場づくり

教職員と委員との関係づくりが大切です。どんな評価にしろ、顔も知らない人からの評価を前向きに受け取ることは難しいと考えます。教職員が委員を身近に感じることができるよう、折に触れて両者の対話の場を設けることが求められます。



委員会の効果的な雰囲気づくり

委員会での活発な「対話」が行われるよう工夫します。

机の配置を工夫して意見を出しやすくするとか、提供資料中の文言をできるだけわかりやすい表現に変えておくなど、ちょっとした工夫や配慮が大切です。

評価の視点

学校関係者評価委員会では、次の視点で評価してもらいます。

学校経営の改革方針の内容が適切かどうか。

普通の学校の取組が「目指す学校像」を実現するためのものになっているかどうか。

学校の自己評価が適切に行われているかどうか。

自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか。

効果的な評価の求め方

あくまでも学校経営上大切にしていることを重点的に評価してもらいます。

学校の教育活動全てについての網羅的・総花的な評価、個々の取組についての是非の判断を求めるものではありません。

学校見学等の工夫

評価活動を充実させるためにも、教育活動を実際に見学してもらってください。

その際には、「何を」目的に、「どこまで」見ていただくかを踏まえた適切な公開が求められます。見学してもらいやすい日時の設定や委員会開催時間の前後に見学時間を設定する等の工夫が必要です。

また、見学後に教職員や生徒と対話の場を設けることも大切です。

評価報告書と公表

学校関係者評価の結果は「学校評価報告書(県教委様式)」の『関係者評価』欄にわかりやすく箇条書きで記入していただくことを想定しています。

実際には、学校関係者評価委員会が、一つの「提言書」などを作成して、学校側へ提示する形も考えられます。

学校が適切に説明責任を果たすために、こうした報告書を自校のホームページに公開したり、学校だよりなどとともに配布したり、PTA総会などの場で説明・紹介したりすること等が考えられます。

【参考】

(県教委) 様式 1

平成〇〇年度 学校評価報告書

学校名 _____

(1) 学校経営の改革方針における今年度の重点取組についての評価結果

項目	行動計画の目標・評価方法	達成状況・評価結果	具体的取組に関する成果や課題

(2) 組織の状態の評価結果

アセスメントから明らかになった状況	
強み	
弱み	

この欄に評価結果を記入します。

(3) 学校関係者による評価結果

学校関係者評価から明らかになった改善課題	
関係者評価	

(4) 組織力向上のための取組 (改善策)

次年度に向けた取組

トピックス6 「学校関係者評価委員会」への教職員の参加

学校の教職員が学校関係者評価委員になることはありませんが、評価のプロセスにおいて、取組内容のより詳しい説明や質問への回答などを求められる場合が想定されます。学校関係者評価の教職員への浸透といった観点からも、教職員の代表者などが継続的に委員会に同席することが望まれます。ただし、学校関係者評価委員会が夜間に開催される場合などには、勤務時間（ズレ勤）などの配慮が必要です。



ステップ4

学校関係者評価の結果の活用

- ① 教職員間の共通理解
- ② 評価の結果の活用
- ③ 設置者の支援



トピックス7 学校関係者評価に対する教職員の意識向上

教職員が「何のために学校関係者評価を行うのか」を理解していないと、学校、委員双方の負担感も増加します。したがって、学校関係者評価の導入に当たっては、研修の機会などを活用し、学校関係者評価の目的や意義について、教職員の意識や理解を深めることが重要です。



① 教職員間の共通理解

学校関係者評価委員会の存在そのものや委員会活動について、全ての教職員と情報共有してください。

委員には学校見学などの機会を持っていただくことになります。教職員が評価の結果を前向きに受け止めるためにも、教職員に対して事前に委員の紹介をしておくことや、折に触れて両者の対話の場を設けることが大切です。

各回の委員会の様子なども適宜教職員に情報共有しておくことが必要です。

② 評価の結果の活用

学校関係者による評価結果を、何かひとつでも目に見える形で改善につなげてください。

最も重要なことは、委員からの提言をどのように改善活動に活かしたかを、学校側が教育のプロとして説明責任を果たすことです。そのことにより、Win-Winの関係が築かれ、委員のやりがいが高まります。



③ 設置者の支援

「^{きょうそう}協創活動支援費」を活用します。

このような評価プロセスを経て改善活動を行う場合に、学校運営費だけではどうしても賄いきれない部分や改善への初期費用を支援するために、教育委員会は「協創活動支援費」を準備しています。その改善活動が「目指す学校像」を実現するために必要不可欠と認められた場合に予算化されますので、その場合は、学校関係者評価結果に基づいた予算であることを、直近の委員会で必ず報告し、委員のみなさんに感謝の念を伝えてください。

トピックス8 目に見える形で「改善」を

《委員による学校見学の際に出された「廊下にごみがたくさん落ちていた」という感想を踏まえ、学校として「ごみを出さない、ごみを減らす」啓発活動に取り組むとともに、廊下には分別ごみ箱が設置され、学校全体の美化につながった。》

こういった改善活動などにおいても、委員には「自分たちの意見が採用され役に立った」との安心感と役立ち感が芽生えます。この取組が学校関係者評価の結果によるものであることを、教職員や生徒、保護者が理解していることも大切なことです。



第4章 学校評価システム構築事業（※）実施校の声

学校関係者評価に取り組んで、こんないいことありました！

実施校のアンケート結果などからは、以下のような声が聞かれました。

- 教職員に新しい気づきがあった。
- 学校関係者評価結果が学校運営に活かされた。
- 医療・福祉との連携ができるようになった。（特別支援学校）
- 地元自治会との連携が深まり合同の避難訓練を実施できるようになった。
- 地域の気持ちを捉えやすくなった。
- 自己評価に緊張感が生まれ、少しでも客観性をもたせることができた。
- 教職員の意識に変化があり、授業力も向上した。
- 学校が頑張っていることを保護者や地域の人たちに理解してもらえた。
- 保護者が我が子のことだけではなく、学校全体を考えてくれるようになった。
- 教育活動の現状をデータで把握しようとするきっかけができた。
- 大学・企業・保護者の観点からの様々な示唆をいただいた
- 開かれた学校づくりの一助となった
- 学校の説明責任が果たせた。



【参考】平成22年度「学校関係者評価に係るアンケート結果の総括」
《学校関係者評価考察》
（三重県立学校教頭会作成）

（※）学校評価システム構築事業とは、学校関係者評価の導入にあたり、平成19年度から平成22年度にかけて、複数の県立学校を調査研究校に指定し、実際に学校関係者評価を実施しながら調査・研究を行った事業です。

別記様式 1

第 号
平成 年 月 日

三重県教育委員会 へ

校長 名 前

学校関係者評価委員の委嘱について

次の者に学校関係者評価委員を委嘱することが適当であると認めるので、推薦します。

記

【委嘱期間 年 月 日】

番号	学校名	名前	性別	生年月日	年齢	現住所	現職	推薦理由	過去3年の委嘱実績	報償費の要、不要	不要の場合の理由
				年 月 日生					年 月 日 ~ 年 月 日		
				年 月 日生					年 月 日 ~ 年 月 日		
				年 月 日生					年 月 日 ~ 年 月 日		
				年 月 日生					年 月 日 ~ 年 月 日		
				年 月 日生					年 月 日 ~ 年 月 日		

別記様式 2

委 嘱 状

(名 前)	様					
三重県立	ア	学校関係者評価委員を委嘱します				
期間は	年	月	日から	年	月	日までとします
	年	月	日			
						三重県教育委員会

「ア」は学校名を記載する。

資料

学校評価関連法規

教育基本法

第13条 学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに，相互の連携及び協力を努めるものとする。

学校教育法

改正学校教育法（抜粋）（平成19年6月27日公布，平成19年12月26日施行）

第42条 小学校は，文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い，その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより，その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は，当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに，これらの者との連携及び協力の推進に資するため，当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

これらの規定は，幼稚園（第28条），中学校（第49条），高等学校（第62条），中等教育学校（第70条第1項），特別支援学校（第82条），専修学校（第133条），各種学校（第134条）に，それぞれ準用する。

学校教育法施行規則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（抜粋）（平成19年12月25日文部科学省令第40号）附則 ～「～第五十条から第五十条の三まで」を「～第六十六条から第六十八条まで」に改め，～とする。

第五節 学校評価

第66条 小学校は，当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について，自ら評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては，小学校は，その実情に応じ，適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は，前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い，その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は，第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を，当該小学校の設置者に報告するものとする。

学校評価ガイドライン（平成22年7月20日改訂版）から抜粋

学校評価の必要性

学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の

関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。

学校評価の目的

このことから、学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより児童生徒がより良い教育活動等を楽しめるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組と整理する。

各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

学校評価の種類

- (1) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- (2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- (3) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

【自己評価】

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

【学校関係者評価】

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

【第三者評価】

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。

第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

「外部評価」の用語

従来広く用いられてきた「外部評価」の用語は、狭くは保護者や地域住民による評価を、広くは第三者評価も含めて学校外の有識者等による評価を指す用語として使われており、同じ語を用いながらその具体的内容は様々であった。

このことから本ガイドラインでは、「外部評価」を構成する要素やその性質に鑑み、これを保護者や地域住民など学校と密接な関係を有する者による「学校関係者評価」と、学校運営に関する外部の専門家等による「第三者評価」の2つに、概念上分けて整理している。

なお、「学校関係者評価」の用語について、略して「関係者評価」、または「保護者等による評価」、あるいは自己評価に対するものとして単に「外部評価」など、適宜わかりやすい用語を用いることも考えられる。

児童生徒・保護者対象のアンケート（外部アンケート等）

自己評価を行う上で、児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することが重要である。

従前、このようなアンケートや懇談会の実施を「外部評価」ととらえてきた例もみられたが、現在はそれに留まらず、「学校関係者評価」としての保護者等による評価の実施に努めることが法令上求められている。アンケート等については、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものにとらえることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。本ガイドラインにおいては、これを「外部アンケート等」と称する。

学校評価の実施形態

上記のように、自己評価（及び外部アンケート等）とその結果について評価する学校関係者評価の実施と、それらの結果の公表が、学校における学校評価を進める上での基本となる。これらに加えて、第三者評価を導入し、学校評価全体の充実を図ることが有効である。

なお、これらは必ずしもこの通り行われなければならないものではなく、法令に反しない範囲で例えば2つ以上の要素を併せ持つ取組を同時に行うことも考えられる。

例えば、教職員と保護者・地域住民が1つの組織を設けて評価を行うことや、保護者・地域住民の他に大学教員等の有識者を加えて専門的な視点を加えた評価を実施することなども考えられる。

学校評価により期待される取組と効果は以下の通りである。

学校評価により期待される取組と効果

学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。

学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。

また、第三者評価の取組を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになることと

もに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。さらに、学校運営が適切になされているかどうかを確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることが期待される。

学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。

学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

学校関係者評価の義務化にかかる「三重県立学校の管理運営に関する規則」の改正

【旧】

第八十六条 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営に関する計画を策定し、その状況について自ら評価を行い、評価の結果及び今後の改善方策について保護者等に対し説明を行うとともに、公表するものとする。

第八十六条の二 校長は、前条の規定による評価の結果を踏まえた、当該学校の生徒等の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第八十六条の三 校長は、第八十六条の規定による評価の結果及び前条の規定による学校関係者評価を行った場合はその結果を、委員会に報告するものとする。

【新】

第八十六条 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営に関する計画を策定し、その状況について自ら評価を行い、評価の結果及び今後の改善方策について保護者等に対し説明を行うとともに、公表するものとする。

第八十六条の二 校長は、前条の規定による評価の結果を踏まえた、当該学校の生徒等の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 学校関係者評価に関し必要な事項は、別に定める。

第八十六条の三 校長は、第八十六条の規定による評価の結果及び前条の規定による学校関係者評価の結果を、委員会に報告するものとする。

三重県立学校の学校関係者評価取扱要綱

さらに具体的な実務に関しては、ガイドブック「学校関係者評価の手引き」を参照

1 趣旨

この要綱は、三重県立学校の管理運営に関する規則（平成13年3月27日教育委員会規則第8号）（以下「規則」という。）第86条の2第2項の規定に基づき、学校関係者評価に関し必要な事項を定める。

2 学校関係者評価の目的

学校関係者と教職員等との対話を通して、学校が行った自己評価等を評価するとともに、学校運営や教育活動への学校関係者の参画を促進することにより、地域とともにある学校づくりを進めることを目的とする。

3 学校関係者評価委員会の設置

(1) 設置

各学校において、学校関係者評価委員（以下「委員」という。）により構成される委員会（以下「委員会」という。）を設置する。ただし、規則第76条の2で規定する学校運営協議会を設置する学校にあっては、この限りでない。

(2) 委員の推薦及び委嘱

ア 校長は、学校の特色に応じ、委員に適任である者を保護者、地域の住民や企業関係者、中学校や大学等の教職員、当該学校を卒業した者、学校評議員等の有識者、青少年育成団体や警察等関係機関の職員等から人選し、別記様式1により三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に推薦する。ただし、保護者は必ず含めなければならない。

イ 教育委員会は、校長から推薦のあった者に委員を委嘱することが適当と認めるときは、当該推薦のあった者に対し、別記様式2による委嘱状を交付する。

(3) 委員の数

委員の数は、5人から7人を標準とし、校長が決定する。

(4) 任期

ア 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、新たに設置した学校における設置年度の委員の任期については、この限りではない。

イ 同一校で同一人に対し継続して委員を委嘱する場合は、原則として3年を限度とする。

ウ 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、委員を置くことができる。

エ 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。

(5) 報償費

ア 委員には、年額12,000円の報償費を支給する。ただし、当該学校の学校評議員に委員を委嘱する場合にあっては、この限りでない。

イ 委員が年度途中において新たに委嘱されたときはその日から、離職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの報償費を支給する。

ウ イの規定により支給する場合の報償費の額は、アに定める額を月割計算して得た額とする。ただし、月の途中において新たに委嘱され又は離職したとき（死亡したときを除く。）の当該月分の報償費の算定は、現日数を基礎として日割により行い、1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

4 学校関係者評価の実施方法等

(1) 資料の提示等

ア 校長は、学校関係者評価の実施に先立って、学校経営の改革方針や学校が行った自己評価等の資料の提示をはじめとして、学校運営や教育活動の状況について委員会に説明するものとする。

イ 校長は、委員会から求められた資料については、提示することが適当ではないものを除き、積極的に提示するものとする。

(2) 対話等の機会

委員会は、評価を行うに先立って、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、教職員や生徒等との対話等を行い、学校の状況について相互の共通理解を深めるよう留意するものとする。

(3) 評価の実施

委員会は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察及び教職員等との対話などを通して、学校経営の改革方針や学校が行った自己評価の結果及びそれらを踏まえた改善方策等について評価するとともに、学校関係者の学校運営や教育活動への参画を促進するものとする。

(4) 秘密の保持

委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 結果の公表

校長は、学校が行った自己評価の結果と併せて学校関係者評価の結果を適切な方法で公表するものとする。

(6) 結果の報告

校長は、学校が行った自己評価の結果と併せて学校関係者評価の結果を教育委員会に報告するものとする。

5 その他

この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。なお、各学校における委員会の運営について必要な事項は、校長が定めるものとする。

附 則（平成24年3月27日教委第03-16号）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

〈参考〉学校評議員制度にかかる「三重県立学校の管理運営に関する規則」の改正

【旧】

第七十六条 学校に学校評議員を置く。ただし、次条で規定する学校運営協議会を設置する学校にあっては、この限りでない。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員に関し必要な事項は、委員会が定める。

【新】

第七十六条 学校に学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員に関し必要な事項は、委員会が定める。

〈参考〉三重県立学校学校評議員取扱要綱（改正）

（趣旨）

第1条 この要綱は、三重県立学校（以下「学校」という。）が保護者や地域住民等の意向を把握し反映させながら、その協力を得て、開かれた学校運営を推進するため、三重県立学校の管理運営に関する規則（平成13年3月27日教育委員会規則第8号）に定める学校評議員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の数)

~~第2条 学校に置く学校評議員の数は、5人を標準とし、校長が決定する。~~

第2条 学校に学校評議員を置くことができ、その数は校長が決定する。

(役割)

第3条 学校評議員は、校長の求めに応じ、教育活動の実施、地域社会及び家庭と学校の連携の促進等、校長の行う学校運営に関して、意見を述べ、または助言を行う。

(推薦及び委嘱)

第4条 校長は、学校の特色に応じ、学校評議員に適任である者を学校外の有識者、保護者、当該学校を卒業した者、関係機関・青少年団体等の職員等から人選し、別記様式1により三重県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に推薦する。

2 教育委員会は、校長から推薦のあった者に学校評議員を委嘱することが適当と認めるときは、当該推薦のあった者に対し、別記様式2による委嘱状を交付する。

(任期)

~~第5条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。~~

第5条 学校評議員の任期は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

2 同一校で同一人に対し継続して学校評議員を委嘱する場合は、3年を限度とする。

3 学校評議員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、学校評議員を置くことができる。

4 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期満了前に学校評議員の委嘱を解くことができる。

(秘密の保持)

第6条 学校評議員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(意見交換の機会)

第7条 校長は、必要に応じ、学校評議員が会して意見を述べ、助言を行い、また意見交換をするための機会(以下「評議員会」という。)を設けることができる。

2 評議員会は、校長が主宰する。

3 校長は、必要に応じ、教職員に評議員会の運営を補佐させることができる。

(報償)

第8条 学校評議員には、年額12,000円の報償費を支給する。

2 学校評議員が年度途中において新たに委嘱されたときはその日から、離職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの報償費を支給する。

3 前項の規定により支給する場合の報償費の額は、第1項に定める額を月割計算して得た額とする。ただし、月の途中において新たに委嘱され又は離職したとき(死亡したときを除く。)の当該月分の報償費の算定は、現日数を基礎として日割により行い、1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則（平成12年3月17日教教第958号）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日教教第1137号）

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日教委第20-537号）

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

ただし、第5条第2項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月27日教委第03-17号）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

○学校関係者評価に係るアンケート結果の総括〔学校関係者評価考察〕

（三重県立学校教頭会 学校経営品質研究委員会）

平成23年1月21日 県立学校教頭会において配付

○学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕

（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/_icsFiles/afieldfile/2010/08/20/1295916_2.pdf

○学校関係者評価参照書〔平成21年3月〕

（文部科学省）

http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415_hlu01.pdf

「学校関係者評価の手引き（初版）」

平成24年4月 発行 三重県教育委員会



三重県型「学校経営品質」

お問い合わせ先

三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課

電話059-226-3428

mail:kenshien@pref.mie.jp